

パブリックコメントの実施方法について（案）

1 パブリックコメントを実施する目的

大規模災害に備えるため、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担と連携のもと、社会全体で防災対策に取り組み、想定される被害を減災していく「防災協働社会」の構築が不可欠である。

このため、その基本的枠組み等を示すことを目的として制定する「広島県防災対策基本条例（仮称）」に盛り込む内容について、幅広く県民の意見を聴き、条例の内容に反映させることにより、県民にとってより身近な条例となり、自助、共助の促進につながることを目指して、パブリックコメントを実施する。

2 実施方法等

条例素案を基本に、「広島県防災対策基本条例（仮称）に盛り込む内容案」として広く公開し、県民等からの意見を求める。

(1) 実施期間

平成20年12月3日（水）～平成20年12月23日（火）（3週間）

(2) 周知の方法

- ・県ホームページ上に公開
- ・危機管理課、行政情報コーナー及び県内の各地域事務所に閲覧用資料を配置

(3) 意見の提出方法

電子メール、ファクシミリ又は郵送により提出

(4) 意見の取り扱い

- ・提出された意見は、条例の制定の参考とする。
- ・意見の要旨及び意見に対する県の回答は、まとめて公表を行う。

〔 但し、意見提出者の個人情報 は 公開しない。
また、意見に対する個別の回答は行わない。 〕